

静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危機を生じさせる。

(3) いじめの基本的な考え方

ア いじめの問題への認識

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。また、いじめは、すべての生徒に関係する問題である。

イ いじめの問題への指導方針

いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。また、生徒のいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応

いじめの防止については、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。また、一人の教職員が抱え込むようなことをなくし学校が一丸となって対応する。そして、学校と家庭とが十分な連携をとりながら、必要な場合には警察等関係機関と早期の連携をとり対応をとる。

エ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。単に、謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。

3 いじめ対策のための組織

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する。この委員会の担当者は以下のとおりである。

代表	分校管理職
担当者	部主事、生徒指導課長、教務課長、学年主任、養護教諭

4 いじめの防止のための対策

(1) いじめの未然防止

ア 人権教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うために、教育活動全体を通じて人権教育等の充実を図る。

イ 生徒の自主的活動の場の設定

HR活動や生徒会活動など、生徒がいじめを考える場を設ける。

ウ 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。

エ 教職員の資質向上

教職員に対し、研修の場を設ける。

5 いじめの早期発見

(1) 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基礎に、生徒の日記や欠席状況、保健室利用状況などから日々の変化を観察し、必要に応じて個別に話を聞く場面を設ける。

また、生徒、保護者対象にアンケートを行い、いじめの実態を把握する。必要に応じて個別に話を聞く場面を設ける。アンケート実施後、いじめ防止対策委員会を設置し、対応について共通理解を図る。

(2) 相談体制の整備

定期的にスクールカウンセラーや担任との面談等を実施したり、心理、福祉に関する専門家の協力を得たりすることで、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る。

6 いじめに対する措置

- いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には設置者に報告する。
- いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止のため組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援、いじめを行った生徒と保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- 必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者間の調整を図るなど必要な措置をとる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察に相談し連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

7 重大事態への対応

※具体的対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文科省）」をもとに行う。

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は学校の設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら速やかに調査を行う。

(3) 具体的対応

ア 具体的対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A役員及び同窓会等との連携
- (オ) 関係生徒への指導、関係保護者への対応
- (カ) 全校生徒への指導

イ 再発防止

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

(4) 情報の提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに事実関係などの情報を提供する。

(5) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。そのために、対応窓口を分校管理職に一本化し、トラブルや誤解を招くことがないようにする。また、自殺については連鎖（後追い）が起きないように、報道の在り方に特別の注意を払う。

平成26年度3月10日策定

令和5年度4月1日改定

令和7年度4月1日改定

【校内におけるいじめ対応のフローチャート】

いじめと考える情報のキャッチ

- ・生徒の実態把握（日常的な観察、連絡ノート、日記や欠席状況、保健室利用、面談、アンケート等）
- ・情報共有の体制整備（教職員間の情報共有の手順や内容の把握）
- ・相談体制の整備（スクールカウンセラーなど心理や福祉の専門家の協力体制構築）

担任・学年主任 ※複数で対応する

① 早期な事実確認と記録…必要な聞き取り（【聞き取り用紙】）を行い、校内で対応したことの記録（【校内対応記録】）を開始する（対応が終了するまで継続する）。

① 部主事への報告

部主事

聞き取った情報を基に分校管理職、生徒指導課長と相談し判断する。

※2 基本的な考え（1）いじめの定義 参照

いじめ防止対策委員会

① いじめの解消と再発防止に向けた今後の進め方と役割の検討

※6 いじめに対する措置 参照

② 事案が「重大事態」にあたるかの検討

※7 いじめの重大事態（1）重大事態のケース 参照

いじめと判断した場合

分校管理職

① 校長・設置者（県教育委員会）への報告（【事故報告書】）

② いじめ防止対策委員会の設置

いじめと判断しない場合

担任・学年主任

・継続した見守り

・トラブル解決に向けた対応の検討と実施

重大事態と判断した場合

※7 いじめの重大事態（2）重大事態についての調査 参照

※具体的には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文科省）」を基に対応

重大事態と判断しない場合

（主に）担任・学年主任

① 保護者への説明、協力依頼

② いじめの解消と再発防止策を継続

③ 必要に応じた関係機関（警察、心理・福祉等に関する専門家）との連携